1026
4.11.29

福県医発第2411号（地）
令和４年11月29日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

令和４年11月15日付け厚生労働省告示第332号をもって薬価基準が改正され、令和４年11月16日からカブリビ注射用10mgが薬価収載されたことに伴い（令和４年11月29日付け福県医発第2412号（地）参照）、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料のとおり取り扱う通知が示され、令和４年11月16日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

＜添付資料＞
・検査料の点数の取扱いについて
（令和４年11月15日付け　保医発1115第11号　厚生労働省保険局医療課長）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第1654号（保険）
令 和 4 年 11 月 22 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

令和 4 年 11 月 15 日付け厚生労働省告示第 332 号をもって薬価基準が改正され、令和 4 年 11 月 16 日からカブリビ注射用 10mg が薬価収載されました（令和 4 年 11 月 22 日付け日医発第 1655 号（保険）を参照）。

それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料のとおり取り扱う通知が示され、令和 4 年 11 月 16 日から適用となりましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

（添付資料）
・検査料の点数の取扱いについて
（令和 4 年 11 月 15 日付け 保医発 1115 第 11 号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発 1115 第 11 号
令和４年１１月１５日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）を下記のとおり改正し、令和４年 11 月 16 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

１　別添１第２章第３部第１節Ｄ００６（９）に次を加える。

（９）　ＡＤＡＭＴＳ13 活性

ウ　血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラシズマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合、30 日間を超えた場合でも、１週間に１回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 　第１部・第２部　（略） 　第３部　検査 　　第１節　検体検査料 　　　第１款　検体検査実施料 　　　　Ｄ０００～Ｄ００５　（略） 　　　　Ｄ００６　出血・凝固検査 　　　　（１）～（８）（略） 　　　　（９）　ＡＤＡＭＴＳ13 活性 　　　　　ア～イ　（略） 　　　　　ウ　血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラシズマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合、30 日間を超えた場合でも、１週間に１回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 　　　　（10）　（略） 　　　　Ｄ００６－２～Ｄ０２５　（略） 　　　第２款　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 　第１部・第２部　（略） 　第３部　検査 　　第１節　検体検査料 　　　第１款　検体検査実施料 　　　　Ｄ０００～Ｄ００５　（略） 　　　　Ｄ００６　出血・凝固検査 　　　　（１）～（８）（略） 　　　　（９）　ＡＤＡＭＴＳ13 活性 　　　　　ア～イ　（略） 　　　　（新設） 　　　　（10）　（略） 　　　　Ｄ００６－２～Ｄ０２５　（略） 　　　第２款　（略）

第２節　削除 第３節・第４節　（略） 第４部～第 13 部　（略） 第３章　（略）	第２節　削除 第３節・第４節　（略） 第４部～第 13 部　（略） 第３章　（略）